

尊皇の心情研究

——三島由紀夫の「英霊の声」と葦津珍彦の怨霊鎮めの評——

稲 葉 稔

真木和泉と二・二六将校の心情の違い

葦津珍彦が、昭和三十九年「禁門の変前夜」を著して、徳富蘇峰の近世日本国民史の、禁門の変論が書かれたのが、折しも昭和十一年の二・二六事件の時局下であったことにふれて真木和泉論を展開していたのは興味深いことだが、これに関連して、想起されるのが、作家、三島由紀夫の『英霊の声』（昭和四十一年）で社会的に大きな波紋を投げかけた作品であった。そしてこれに対する葦津の「英霊の声」評（神道宗教、第四四号）が、この問題の深刻さと共に、いかに考えるかを示唆した小論として注目された。

元治元年の禁門の変も、昭和の二・二六事件も、いづ

れも維新変革を求める時局下、運動の中核に位置する天皇への直諫の心情にもとづく行動を起し、失敗して、賊名をきせられ斃れたことは共通している。しかし自刃して果てた真木和泉守と縛について獄中で処刑された二・二六将校の死に際の情念は大きく違って、その後、深刻な問題を孕んでいた。この天皇への忠誠と諫論ともいえる極めてデリケートな問題を当時の新進気鋭の人氣作家三島が取り上げ、天皇への直諫という社会に衝撃が走る中で、当時の皇室支持派を分裂させず、尊皇過激派ともいえる戦後抬頭した気鋭に説得力ある斬り口で、作品で語る英霊の声ならぬ怨霊の声を鎮め、慰めた形となっている。その力強い筆致はみごとというほかない。天皇への忠誠と諫争に決起しながら朝命に服して、逆賊

となった将校たちの怨霊をどうなぐさめるかの必要をときつつ、戦後の日本思想上、重要な問題に解決の糸口を示す論述となっている。

昭和四十九年に刊行された山口宗之（九州大学教授）の「真木和泉」（吉川弘文館）は、現代に数少ない真木和泉の資料の中で、その全体像を知るには簡明な解説書といえる。だが結語で、真木和泉について、

彼自身五十二才の生涯を文字どおり尊攘のため討幕のため燃焼させつくしたことに對し、百年の歴史をこえて生きる人間の強さを見出さざるを得ないとまで高く評価しているのかかわらず、

同時代の開明派グループにくらべ近代世界への展開の可能性をほとんど持ち得なかったこと、やがて創設さるべき天皇を中心とする国家の中においてその重要な成員とならねばならぬはずの一般民衆（国民）の役割にめざめ得なかった。

などと記述していることは、幕末攘夷運動の経緯からみても的はずれな「期待」としかいえない。しかし「むすびにかえて」で、

一、拳兵上京の論理

二、「勅命」と「尊皇」の矛盾

三、自刃の意味するもの

の三点をあげて、

「ここでわれわれは三島由紀夫『英霊の声』の語る場面を思い浮かべる」として、「三島由紀夫による尊皇の論理のすぐれた解剖に従いながらつぎに和泉の拳兵上京策の意味するところをさぐってみたい」と意欲的に問題提起しているのは、三島が四十五年十一月、東京市ヶ谷の陸上自衛隊総監室台上で隊員たちに決起を促し、失敗して自刃した事件から四年後のことで大いに興味を覚えた。だがこれも、問題意識を示しただけで、ただ小川常人の「真木和泉守の研究」（昭和四五年）から次の部分を引用しているだけとなっているのは、ほり下げが足りず期待外れにおわった。

拳兵上京時「戦の必勝を期しながら、然も『見事戦死』を心中に決意し」、勅を奉じての戦いでなかったがゆえにもともと死の決意の上に立って禁門の変がなされたということを重ねて強調する。（「真木和泉守の研究」第四章）。現天皇の意思に反する戦いをあえて起こし、しかも敗れたことによって現実における尊皇の名分を決定的に失い違勅のかたちになってしまった以上、尊皇家和泉にとって死以外には考えられなかったのであろう。その和泉が他の尊攘派志士のごとく血気、感憤しやすい年齢でなく、すで

に人生の終りに近い五十二歳、しかも内に外に多くの体験をつみ、内省と思考を重ねるに不足のない円熟の世代にあったことは、その死が決して一時の激情にもとづくものでなかったことをものがたっているといえよう。

と結んでいるだけだ。真木の決起が「一時の激情にもとづくものでなかった」と結論づけるだけでは、「三島による尊皇の論理のすぐれた解剖」にはなっておらず、何ら心情的洞察がなされていない。真木和泉の心情と二・二六将校たちの心情について論述していないのは、尊皇に発する行動の全体像を描くなかで、核心部分の追求を欠いた感がある。

そこでここには、失敗に終わった二・二六についての三島の描いた「英霊の声」に対する葦津の論評を紹介して、忠誠の論理が挫折して逆賊となつて、怨念となつた欠落部分についての考え方を補強して参考に供したい。

葦津の「英霊の声」評のとりえ方

まづ、葦津はこの「英霊の声」をどう捉えたか。

この作品は、浅春のある一夕、帰神（かむがかり）の会に列席した作者が、二・二六の事変で非業の最後をとげた青年将校たちや、大東亜戦争で特攻隊員

として戦死した勇士たちの霊の声を聞いたという話を書いている。かれらの霊魂は、その最後にふさわしいはげしさをもって、かれらがこの世に在りし日の心情を物語り、あるいは歌いして、今の世の日本の有様に対して深い憤りをしめしている。これらの霊魂は、天皇陛下の神格を信じて、熱烈な忠誠の道を直進したのではあったが、その直情が陛下へ通ずることができなかったとして、深く悲しみかつ怨んだのである。

かれらは天皇神格の信者であった。それ故に、陛下が帝国敗戦の後に、天皇神格否定人間宣言をなさったことに対しては、とくに深い悲しみを感じている。かれらは自らを、「裏切られた者たちの霊」と名のり、怒りと怨みの歌を合唱して「などで、すめらぎは、人間となりたまいし」という句を繰り返すのである。

その長歌は凄惨である。それは「経済の安定」と「民主的平和」なるものを、無上の価値とする現代の社会的常識を決定的に否定し断罪する。それは現代人の常識をもって、低俗にして卑俗なる精神にほかならぬもの、として軽蔑する。そこには現代の社会常識を否定し抹殺して、往年の青年将校の英雄的

な精神の中に、清冽にして高貴なる美を見ようとす
る作者の意図が、鮮烈に表現されている。作者、三
島由紀夫は、このような「英霊の声」に感動して、
あえて「陛下をお叱り申上げる」つもりで、この作
品を書いたという。

かなりに衝撃的な内容であるが、葦津は、この作品を
読んで、怨霊を慰め、鎮めることの大切なことを痛感さ
せられたという。そして、その解決策として、現代風に
合理的にいえば「歴史における名誉回復」とでもいうべ
きものであろうか、とその必要を提言する。右に述べら
れている事情認識は、三島の問題提起に同感しているよ
うに思う。しかし認識のあとの対処は違っている―。

二・二六は、現代史上の悲劇的な事件であった。忠誠
の士の赤心が陛下に通ぜず、かれらは反徒として銃殺さ
れた。しかしこのような悲劇の歴史は、必ずしも二・二
六に限られたことではなかったとして忠臣の典型として
仰がれた楠正成をあげ、さらに絶対随順型の忠臣ではな
い例として、真木和泉と西郷隆盛をあげて、次のように
説得的に語る。

日本の国史の上で、一般的に忠臣の典型として仰
がれたのは楠正成であるが、かれの最後の忠誠の建
策は、朝廷のいれるところとならないで拒否された。

このとき正成は、自らが確信して奏上した赤心の建
策に、あえて固執することなく、ただ朝廷の命のま
まに忠順に、必死必敗の戦場に赴いた。かれは自ら
の建策を固執して、朝廷のために勝利の現実的戦果
をあげることよりも、むしろ必死必敗の戦いに生命
をささげて、厳たる忠誠を守る道を選んだと解せら
れる。「論言汗のごとし」の勅命は一切の賢愚の判
断に超絶する、との信条をしめす一典型である。

けれども忠誠の臣の行動方式は、必ずしもこの一
つの型にのみ限定されたわけではなかった。明治維
新の回天の大業に殊功のあった真木和泉守などは、
必ずしも絶対随順型の忠臣ではない。かれは元治元
年七月、あえて勅命にしたがわずして、兵をひきい
て禁闕にせまり、激戦敢闘、戦い敗れて天王山に退
いて自刃した。かれは、この決断を下すにさいして
「その心は楠公の心なるも、その迹は足利」と称し
たと伝えられている。徳富猪一郎がその大著「近世
日本国民史」の中で、この元治禁門の変を書いたの
は、あたかもこの二・二六の直後であった。徳富蘇
峰が禁門の変の史論を書くときに、かれは二・二六
と禁門の変との類似を強く意識していたように思わ
れる。たしかにこの二つの非史の間には、少なから

ぬ相似性が感ぜられる。

と。蘇峰は、禁門の変を書き、事破れて死をもって其の責(せめ)に任じた真木和泉を「実に好男子の風あり」と一応の評価をしつつも、禁門の変を起こした長州の尊攘派に対しては、「下策と云ふより下、の下策」の愚拳と厳しい批判を下しているのだが、葦津は、「禁門の変を愚劣なる失策と断じ、真木和泉の行動をもって、乱臣賊子のそしりを受けても弁護の余地があるまいと評したのは同感しがたい。」と強く反対論を展開している(「禁門の変前後」)。次に真木の心情について、西郷と頭山を例に出して自己犠牲の極限としての忠誠を説明しているのは深い洞察だ。

西郷隆盛が、西南の役を戦ったときの心情もまた似たものがあつたのであろう。かれら(真木や西郷)の行動は、あえて勅命に抗したとのそしりをまぬかれない。あえて勅命に抗して戦う以上、賊名をきせられ、千古に汚名をのこすことも亦帰せねばならない。その胸中においては、烈々たる禁闕への思慕の情に燃えておりながらも、この時、この場においては、あえて勅命に抗しても戦わねばならぬと決意した。その行動方式を忠誠の論理をもって合理化することとはできない。だから真木和泉は、自ら「その迹

は足利」と称した。そこには千古に賊徒としての汚名をのこすことも悔いぬとの覚悟があつた。

西郷が挙兵する前に、佐賀の江藤新平は、賊徒としての惨刑に処せられた。西郷が官軍に抗して蹶起する以上、かれもまた一敗すれば獄門の刑にかけられると覚悟せねばならなかった。胸中に烈々たる忠誠の情を秘めながらも、その首は獄門に懸けられ、賊徒としての汚名に泥ぬられ、嘲り罵られるだろう。しかも獄門の血にまみれた首は、なおも忠誠の祈りをつづけるだろう。ここに忠誠―自己犠牲の極限がある。西郷が「名も要らぬ」人物をもとめた所以でもあるだろう。

と、朝廷の命のままに忠順に必死必敗の戦場に赴いた楠正成、そして、自己犠牲の極限ともいえる「名も要らぬ」心情を具現した真木和泉、西郷隆盛の忠誠の特徴を指摘しながら、二・二六の将校の心情にふれて、「痛恨の怨霊」の生じてくる理由を述べている。

二・二六将校たちが、あの時点においてその志を達成しようとするれば、かれらの行動方式は、真木、西郷の例にしたがうほかになかったのであろう。だがかれらは、頭山流の「法外の浪人」的な修行をした人ではなく、あくまでも正常の武人として、楠公を

典型的理想像として教育された人々であった。かれらは浪士、真木和泉「その迹は足利」と自ら割りきってしまふことはできなかった。頭山満のように「賊名をきせられて釜うでされるのもよい」と達観するわけには行かぬ。かれらは、あくまでも忠誠の臣としての行動方式を固執したかった。だからこそ、最後の時において、たれ一人として奉勅命令に反抗してでも戦おうと主張した者はなかったのが事実である。かれらは、その故にこそ、兵を棄てて軍命令に服したのである。それにもかかわらず、かれらは賊名をさげえなかった。

ここに思いあきらめきれぬ痛恨の怨霊の生じて来る理由がある。

と。ここに云う頭山流の「法外の浪人」的な修行とか「賊名をきせられて釜うでされるのもよい」との達観については説明を要しよう。

葦津は、次のような頭山観を述べている。

この「名も要らぬ」西郷の悲願を継承して修業したのが頭山満である。頭山は「名も要らぬ」浪人道の修業者であった。かれは、世評を全く無視して、おのれ一人のたましひの命ずるがままに行動して、生くるも死するも悔いることなかれと教えた。かれ

の行動に共感する者は、かれを国士と称したが、共感しない者は、傍若無人の無法者と評した。かれ自身は、決して国士の名にとらわれなかった。かれが日独戦争に、敵国独逸のスパイとして日本政府に追求されている印度の革命家を援けて、官憲に抗争したとき、かれは売国者の汚名を蒙るも辞せぬと決意した。かれは思うがままに傍若無人の行動をしたが、自己弁明をいさぎよしとしなかった。かれは名声高き貴顕紳士を冷嘲したが、賊の汚名をきて平然と殺されていった石川五右衛門や鼠小僧のごときを男らしいとほめた。これは法外の人―アウトロー―浪人の道である。

それは、たしかに大丈夫たる者の達観ではある。真木和泉、西郷隆盛はその心境に達している。しかしかなる世評、汚名をも気かけぬ「名も要らぬ」浪人の道というものは、決して武士の常道とはなりがたいとまで云う。

日本の武人は、古くは万葉の時代から、近くは大東亜戦争の時代にいたるまで「名」を惜しむ脈々たる伝統精神に、はげまされて来たのである。武人は、金も要らぬ、命もいらぬ精神を教育されて来た。功によつて昇進の位を望む精神を抑制することもでき

たであろう。しかし武人には「忠誠勇武」の名は惜しまれた。不忠、卑劣の汚名だけは何としてもしおびえないものだった。

それは、武人が、金も要らぬ、命も要らぬと心を抑制し修養する中でも、忠勇勇武の名を惜しまぬという、「名も要らぬ」との精神の実行がいかに至難であるかを強調している。それは大丈夫たる者の達観であって、真木和泉、西郷隆盛だからこそ達しえたもので、武士の常道とはなりがたく、二・二六の将校には期待しえぬ無理な心境であったとの判断であろうか。ここには、痛恨の怨霊の生じてくる理由を「同情心」をもって記述しているように感ぜられる。だからこそ云う――。

この切なる怨霊は、慰められねばならない。その名譽は回復されねばならない。

楠公を典型的理想像と教育された二・二六将校たちは、真木和泉のように「その迹は足利」と自ら割りきってしまうことはできなかった。最後の時において、たれ一人として奉勅命令に反抗してでも戦おうと主張した者はなかった。それ故にこそ、兵を棄てて軍命令に服した。それにもかかわらず、かれらは賊名をさけえなかった。その問題を社会的に提起したという意味において三島由紀夫の「英霊の声」には一つの大きな意味があると三

島作品の生まれる下地を指摘している。

ここで「社会的に問題提起した」ことに大きな意味があると評価して、まづ、その事情を認めた上で、次に、その内容について言及している。

「英霊の声」は、怨霊の声

しかしながら、この作品の帰神（かむがかり）の場において、語られている霊魂の言葉は――あくまでも「怨霊の声」なのであって、国体精神の正道を語る「英霊の声」と解すべきものではない。

と核心をつく。そこに語られる霊魂の言葉は、怨霊の声であって、日本の国体精神の正道を語る「英霊の声」ではないと主張するのだ。三島の心情はそれを受け入れるか否か――。そこで、国体精神の正道とは何かが問われるわけだが、これこそ葦津の占領中、戦後に一貫して戦いつづけて修業探究してきた直観、説得力がある。ここに葦津と三島の国体論の大きな差がでてくるところといえるだろう。

ここでは、占領下のいわゆる天皇神格否定―人間宣言の詔書を悲しみ怨み、この詔書によって日本の国体が亡びたなどとの絶叫がある。たしかにこの詔書は、日本国天皇が、連合国軍最高司令官の意思に隷

属せしめられた異常なる条件の下において、喚発された異例の詔書ではある。この詔書の背景には、悲しむべき複雑なる歴史事情がある。しかしながら一系連綿たる日本国天皇の詔書の中にも、異例なものが絶無なわけでは決していない。一度や二度の異例によって、日本の国体が亡びてしまうなどということはない。国体は、遙かにねばり強い。

この物語では、陛下が終戦いらいの滔々たる時代の俗流に流され、祖宗伝来の神ながらなる道から遠ざかり給うたかのような怨みのことばが書きつづられている。だがそれは偏見にすぎない。それが誤りであることは、陛下の占領時代の御歌を拝してもわかる。

冬枯れのさびしき庭に松ひと木

色変へぬをぞかみとはせむ

濁流滔々たる時勢の中にあつて、独り祖宗の道を守り給う陛下の悲痛なる御心は、この御歌一首によつても明らかではないか。しかも怨霊の悲しみは激しく、その怨みの切なるがために、怒り狂う怨霊には、この御歌のこころも分らないのであろうか。たしかにこの帰神の声は、正常なる「英霊の声」なのではなくして、怒り苦しむ「怨霊の声」であろう。

怨霊はなぐさめられ、鎮められねばならない。三島由紀夫のこの作品は、その必要を痛感させた異色の作である。

と葦津は結んでいる。そこには怨霊を祓ひ清める力強い言霊が感ぜられてくる。これだけでは納得出来ない人や、さらに深く探求したい人は、それぞれの皇室、国体論から学ぶといいだろう。以下その著作の目安を記しておく。この作品を文芸に発表したのが、昭和四十一年であるから、三島由紀夫（一九二五―一九七〇）は四一歳である。このとき、葦津（一九〇九明治四二年―一九九二平成四年）は五十七歳で、単純に比較しても、年令差は十五、六歳違っている。まして皇室国体論という「戦闘」ともいえる精神思想戦からみると違いが出てくる。葦津の思想運動は、戦前からじまっております。（昭和九年「日本民族の世界政策私見」にはじまる）敗戦占領期に絶対的占領軍政下の中で皇室、神道防衛論を神社新報の主筆として展開して戦後に及んでいる。地下出版も多数ある。

敗戦から昭和四四年までの皇室、神道関係の著作をみると、

「天皇意思と一般意思」（昭和二七年）

「天皇・神道・憲法」（昭和二九年）

「近代政治と良心問題」（昭和三〇年）

「神社新報編集室記録」(昭和三二年)

「土民のことば」(昭和三六年)

「明治維新と東洋の開放」(昭和三九年)

「維新問答」(昭和四〇年)

「日本の君主制」(昭和四一年)

「ロシア革命史話」(昭和四二年)

「神道的日本民族論」(昭和四四年)

「武士道―戦闘者の精神」(昭和四四年)

となっている。(これらは、神社新報社発行の「葦津珍彦選集」三巻におさめられている。)

これに対して三島由紀夫が、作家として活躍したすのは、占領後、三十年代になってからで、思想的な作品を書き出したのは三十年代後半からか。憂国(昭和三六)、剣(昭和三八)、英霊の声(昭和四二)、そして憲法改正を求める楯の会を結成したのは昭和四十三年で、反革命宣言(昭和四十四年)があり、昭和四十五年十一月二十五日、自衛隊員に決起を促した檄文がある。

禁門の変のときは、真木和泉は数え年五二歳、来島又兵衛は四三歳で、久坂玄瑞は二五歳(高杉晋作は二六歳)である。このとき大局をみた老成が、逡巡する若手を叱咤激励して決起を促し決戦したのに対して、逆の意味で、天皇帝国体論では先輩格の葦津が(五七歳)、皇室論で気鋭

の三島(四一歳)の直情をたしなめながら、国体精神の正道を示唆した感がある。

そこには天皇論をめぐる世代と経験の差から生ずる皇室観の奥深さを見出すことが出来る。

三島事件の半年ぐらい前、四五年春頃、戦前の神兵隊事件(昭和八年)に連なった毛呂清輝(新勢力誌を主宰、葦津の明治維新研究や武士道論を連載)が、絶筆となった「豊饒の海」四部作の執筆で、三島から取材を受けたことがあった。その時に、葦津の天皇論(特に土民のことばに興味をもったという)が話題となり、昭和維新運動の先駆者毛呂の仲介で葦津―三島会談が企画されたことがあった。今の仕事が終わったあとに是非に、との三島の回答であつたらしいが、実現せずに終わった経緯がある。実現していればいかなる問答となったか興味深い人間関係である。その後に明らかとなった三島の憲法改定における天皇論等からみれば、近代的立憲君主としての天皇を成文化した大日本帝国憲法(天皇は統治権の総覧者)とは、異質の独自の国体観で神格的天皇を重視し、世俗的統治を軽視していたように思われるが、今後の研究課題といえるものである。

(明治神宮武道場至誠館館長)